公益社団法人全国有料老人ホーム協会　会員規程

（目的）

第１条　本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）が定款に定める会員の権利と義務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　本規程は以下の法令並びに本協会の定款及び倫理綱領に基づき定めるものとする。

（１）老人福祉法令

（２）介護保険法令

（３）高齢者の居住の安定確保に関する法令（以下「高齢者住まい法令」という。）

（４）不当景品類及び不当表示防止法

（５）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（６）個人情報の保護に関する法律

（７）消費者契約法

（８）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（９）その他関係法令

３　本規程において、会員とは、定款第７条で定める正会員、開設前会員、準会員、情報会員及び賛同会員をいう。なお、会員が協同設置者の場合は、本規程中別に定める場合を除いて、地方公共団体に設置届を提出したすべての事業者を本規程の対象とする。

４　本規程において、会員の役員とは、当該会員の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会員に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含むものとする。

５　本規程において、定款、倫理綱領、本規程及び処分規程を総称して「定款等」という。

６　本規程において、第２項各号の法令を総称して「関係諸法令」という。

（会員の義務）

第２条　会員は、関係諸法令及び定款等を遵守するほか、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）本協会が必要に応じて実施する調査等への協力。

（２）老人福祉法令、介護保険法令、又は高齢者住まい法令に定める、地方公共団体に対する変更事項の届出内容の内、本協会が別に定める様式の各項目に変更があった場合の本協会への届出。ただし本号は賛同会員には適用しない。

（３）本協会との事務連絡担当者の登録、及び当該担当者が変更になった場合の変更の届出。

（４）法令違反等による処分など重大事案が発生した場合の、本協会への報告。

２　前項に加え、正会員又は開設前会員は、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）事業の公正かつ適正な運営、入居者との契約の誠実な履行、及び事業の質の向上を図るなどの、入居者保護と入居者の権利擁護。

（２）本協会の求めに応じて、財務諸表、出資構成・組織表等を本協会へ提出すること。

（３）本協会の求めに応じて、入居契約書類、重要事項説明書及びそれらの添付書類を本協会へ提出すること。

（４）広告表示等における会員名表示への本協会会員である旨の付記。

（５）老人福祉法第３１条の２第１項の規定に基づく本協会の指導勧告等に応じること、及び同条第３項の規定に基づき本協会から同条第２項の規定に基づく資料提出又は説明を求められた場合への対応。

３　入居者生活保証制度に加入した会員は、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）入居者生活保証制度業務方法書、入居者生活保証制度加入審査等規程及び関連する規定を遵守すること。
（２）本協会が毎年定期的に報告を求める財務諸表、入居契約書類、重要事項説明書及びそれらの添付書類を提出すること。
（３）株主・出資（出捐）者等に変更があった場合、本協会が指定する様式により、速やかに本協会へ届け出ること。
４　第１項に加え、情報会員は、広告及びホームページ等において、本協会の会員である旨を表示する場合は、情報会員と表示しなければならない。

（正会員及び開設前会員の権利）
第３条　正会員は、定款第１４条の規定に従い、総会に出席して意見を表明し、総会の決議に参加できる。ただし、会員が協同設置者の場合、本項に基づく権利行使は代表事業者が行う。
２　開設前会員は、総会を傍聴することができる。
３　正会員及び開設前会員は、本協会が運営するホームページの会員事業者ページへのアクセス、又は、本協会登録ホームを対象として、本協会が実施するセミナーへの参加、役職員研修への参加、及び、サービス第三者評価の受審等の便宜を受けることができる。
４　その他、本協会が別に定める事項を利用することができる。

（準会員、情報会員及び賛同会員の権利）
第４条　準会員、情報会員及び賛同会員は、総会を傍聴することができる。
２　準会員、情報会員及び賛同会員は、本協会が運営するホームページの会員事業者ページへのアクセス、本協会が実施するセミナーへの参加、及び日常的な照会への対応等の情報提供の便宜を受けることができる。
３　その他、本協会が別に定める事項を利用することができる。

（会員の不適格事項）
第５条　会員又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合を会員の不適格事項とする。
（１）会員の役員又は個人としての会員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行中の者、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
（２）会員又はその役員が、老人福祉法令、介護保険法令、高齢者住まい法令、その他保健・衛生・医療並びに福祉に関する法令等で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わっておらず、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
（３）会員が、介護保険制度の指定事業を行おうとする者である場合、事業の指定の取消し処分により事業廃止の届出を行い、その届出の日から５年を経過しない者であるとき。
（４）会員が、関係法令に基づく事業運営等に関し、不正又は著しく不当な行為をしていたこと又はしていることが判明したとき。
（５）会員又はその役員に反社会勢力との関連があるとき。
（６）前各号によるほか、会員又はその役員に諸法令に違反する事実が存在、又は諸法令違反に基づく行政処分を受けており、そのことが本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
（７）過去に第１号から第６号に該当する不適格事項が存在した会員が、当該不適格事項及びこれに類する事項について十分な再発防止策を講じておらず、又はかかる再発防止策を維持していないと認められるとき。

（会員の処分）
第６条　会員に対する処分は処分規程により行う。

（会員の退会）
第７条　会員は、いつでも退会することができる。
２　退会の申し出は、所定の退会届を協会へ提出することによって行うものとする。
３　退会日は、前項の退会届に記入された退会日又は退会届の提出があった日（送付で提出の場合は、その到達日）のいずれか遅い日とする。
４　退会後、会員でなくなった者は、消費者等に本協会の会員であるとの誤解を与えてはならない。
５　正会員は、退会する場合、正会員承認時に交付された会員証、及びホーム登録時に交付されたホーム登録章を返還しなければならない。
６　会員が協同設置者の場合、退会は、会員を構成するすべての事業者が退会届を提出することによってのみ行うことができる。

（ホーム登録の抹消）
第８条　正会員又は開設前会員は、いつでもホーム登録を抹消することができる。
２　登録抹消の届出は、所定の登録抹消届を協会へ提出することによって行うものとする。なお、会員が協同設置者の場合には、代表事業者が行うものとする。
３　登録抹消日は、前項の登録抹消届に記入された日、又は登録抹消届の提出があった日（送付で提出の場合は、その到達日）のいずれか遅い日とする。
４　登録抹消する場合は、登録時に当該ホームへ交付されたホーム登録章を返還しなければならない。

（規程の改廃）
第９条　本規程の改廃は、理事会において行う。

附則
１　本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（2013 年 4 月 1 日）から施行する。
２　本規程の改正は、2013 年 4 月 18 日から施行する。
３　本規程の改正は、2015 年 3 月 19 日から施行する。
４　本規程の改正は、2017 年 2 月 16 日から施行する。
５　本規程の改正は、2018 年 8 月 2 日から施行する。
６　本規程の改正は、2018 年 12 月 13 日から施行する。
７　本規程の改正は、2020 年 8 月 20 日から施行する。
８　本規程の改正は、2023 年 6 月 15 日から施行する。
９　本規程の改正は、2024 年 4 月 18 日から施行する。